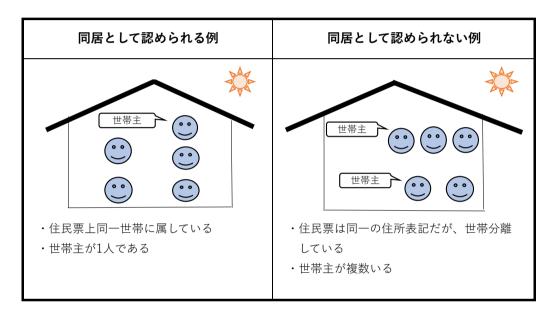
同居・別居の基準

健康保険法第3条7項に「・・・・・その被保険者と同一の世帯に属し、・・・・」と 定められていますがここでいう「世帯」とは、「住居」と「生計」をともにする社会生活上 の単位であるとされています。つまり同一の世帯に属さないことは住居または生計のいずれか あるいはその両方が別であると考えられます。

従って、住民票同一世帯(世帯主が1人)となっている場合のみ「同居」として扱います。 住民票が同一の住所表記であっても世帯分離(世帯主が複数)により世帯が別になって いる場合は「別居」、住民票上で同一世帯に属していても生活の実態が別居であると確認した 場合は「別居」として扱います。

「単身赴任」「子の通学別居」は同居扱いになりますので送金の必要はございません。 健康保険における「単身赴任」とは社命により生活拠点から離れ、単身で任地に赴くことと 考えますので通勤の利便性や自己判断によるものは「別居」として扱います。



・例

